一般競争(指名競争)参加資格審査申請書作成要領

建設工事関係

(令和 9･10 年度)

環　境　省

目　次

1　申請の手順について

1－1　申請書類の受付期間等・・・

1 申請の手順について

環境省において行われる建設工事業務の競争に参加するには、環境省が行う一般競争(指名競争)参加資格の審査を受けていただく必要がございます。

令和9年3月31日までに資格審査結果通知書の送付を希望される方は、定期受付期間に申請下さい。

なお、定期の受付期間を過ぎた場合においても随時受付を行いますが、事務処理の都合により、通常よりも審査に時間がかかりますので予めご了承下さい。

1－1 申請書類の受付期間等

【定期申請】

原則としてインターネットで受付けます。

受付期間:令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)

インターネット受付専用ホームページURL:https://www.pqr.mlit.go.jp/

※パスワード発行期限:令和8年12月28日(月)まで

ただし,インターネット環境がない場合、当方式で対応していない申請は,以下のとおり郵送での申請を受付ます。(「2 書面申請について」を参照)

受付期間:令和9年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)

※令和9年1月15日(金)の消印有効です。

【随時申請】

書面申請のみ受付けます。受付開始は令和9年1月18日(月)以降となります。

1－2 申請書類の受付

資格審査の事務については、環境省本省のみ受付けます。環境省の所管である各地方環境局及び自然環境事務所、皇居外苑管理事務所、新宿御苑管理事務所、京都御苑管理事務所には提出せず、下記に郵送下さい。

「〒100－8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房会計課契約係(資格審査担当)」
※問い合わせ電話番号
03－5521－8220(平日8時30分から16時30分)

1－3 資格審査及び資格審査結果通知について

環境省大臣官房会計課長は、提出された申請書類に基づき審査・資格を決定し、一般競争参加資格(指名競争)審査決定通知書(以下「結果通知書」という。)を、申請書類に記載された住所へ通知いたします。

1－4 競争参加資格の有効期間

【定期申請される事業者】

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間。

【随時申請される事業者】
環境省大臣官房会計課長より資格を付与された日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。
※審査には一定の時間を要することから、希望する調達案件の入札に間に合うよう、余裕を持って申請書類を提出下さい。

2 提出書類内容について(編綴順序)

以下に挙げる提出書類を、①から⑧の順番にそろえ、提出下さい。
ただし、**受領印が必要な場合においては、下記⑨を併せて同封して下さい。**
中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合(「5 事業協同組合で官公需適格組合証明を受けている組合について」に該当する事業者を除く)、協業組合の場合も提出書類は同様になります。
添付書類のうち官公署が発行した証明書類については**ほぼ原寸大であり、鮮明であれば写しでも構いません。**

① 令和 9・10 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)
② 工事分割内訳表(様式2)
③ 本社及び営業所一覧表(様式3)
④ 業態調書(様式4)
⑤総合評定値通知書の写し(A4版)
※ 定期受付の場合には、経営事項審査は、定期受付の申請書類の提出期間の終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたものでなければならないこととしています。具体的には、令和 7 年 6 月 16 日以降を審査基準日とするもの(複数ある場合は、そのうち最新のもの)でなければなりません。

⑥納税証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)
法人の場合
Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2(「法人税」についての所得金額の証明書)
※今回から提出が必須となりました。納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類(新設の場合は登記事項証明書等)を提出下さい。
Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3(「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書)
個人の場合
Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明書)※提出不可な場合、申出書を提出下さい。
※今回から提出が必須となりました。納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。
Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2(「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書)

納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。(領収証書では受け付けられません。また、「納税証明書その1」や、県民税又は法人事業税に係る証明とは異なりますのでご注意下さい)

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞ

れ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出下さい。

⑦委任状(代理人が代理申請する場合。押印不要。)

※ 代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出下さい。(正本を提出して下さい。)

⑧110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信封筒**(随時受付の場合のみ)**

⑨85 円切手を貼付した返信用はがき**(受領印が必要な方のみ)**

他省庁の申請書では受付けられませんのでご注意下さい。

3 申請書類の記入について

3−1 令和 9･10 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)の記入について

①様式上、「※」に該当する項目については、記載しないで下さい。

②「1 建設業許可番号」欄には、総合評定値通知書等(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 31 第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。)の許可を受けている建設業の番号(8桁)を記載下さい。

③「3 本社」から「6 申請代理人」の各欄は、下記により左詰めで記載して下さい。

Ⅰ 「法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 58 条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13 桁)を入力下さい。

Ⅱ 「フリガナ」欄は、カタカナで記載し、「住所」欄の都道府県及び「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないで下さい。

また、「商号」欄での株式会社等法人を表す文字及び、「住所」欄での丁目、番地については、下記に挙げる(例1)から(例3)のとおり省略して記載下さい。

(例1)

チヨダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関1−2−2

(例2)

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)
種類	有限責任事業組合	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人	経常建設共同企業体
略号	(責)	(一 財)	(一 社)	(公 財)	(公 社)	(特 財)	(特 社)	(共)

（例3）

カンキョウショウキサイレイ

（株）環境省記載例

Ⅲ 「氏名」欄での氏名（フリガナを含む）については、下記に挙げる（例4）のとおり姓と名前との間は1文字分あけて下さい。

（例4）

カンキョウ　タロウ

環境　太郎

Ⅳ 「電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、下記に挙げる（例5）のとおりそれぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないで下さい。

（例5）

03－3581－3351

Ⅴ 「メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載し、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載下さい。

Ⅵ 「6　申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に記入下さい。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要です。

④「7　外資状況」から「12　希望及び完成工事高」の各欄については、下記に沿って記載下さい。

Ⅰ 「7　外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社の区分の空欄に〇印を付するとともに、外国名、当該国の資本の比率をそれぞれ記載下さい。

なお、「日本国籍会社（比率100％）」とは100パーセント外国資本の会社を、「日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

Ⅱ 「8　営業年数」欄は、総合評定値通知書等に記載されている年数に、経営事項審査の審査基準日を基準として、当省に申請する日までの年数を加えた数値（1年未満切捨て）を記載して下さい。

Ⅲ 「9　総職員数」欄には、申請日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）の数に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又は支配人で常勤のものの数を加えた数を記載下さい。

Ⅳ 「10　設立年月日」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載して下さい。

Ⅴ 「11　みなし大企業」欄には、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は、「□該当しない」にチェックを入れて下さい。

Ⅵ 「12　希望及び完成工事高」の各欄については、下記により記載下さい。

a 「競争参加資格希望工種区分」欄には、当省が設定した工事種別のうち競争への参加を希望する業種(以下「競争参加資格希望工種」という。)のみ、空欄に〇印を付けて下さい。

b 「年間平均完成工事高」欄には、〇印を付した競争参加資格希望工種ごとに完成工事高(消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。)を記載するほか、これら以外の完成工事高を「競争参加資格希望工種区分」欄の「その他」欄に一括して計上下さい。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。)を含めた完成工事高を記載下さい。

※ 「年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書等における「3年(2年)平均完成工事高」をいい、総合評定数値(P)を申請していない工事の種類については、資格の認定をすることができません。

c 「競争参加を希望する地域」欄については、同欄の枠内に記載してある地域名(別紙1を参照)の下欄の希望する地域に〇印を付けて下さい。

d 「希望順位」欄には、希望する工事の内容(別紙4を参照)に対応するコードを希望順位の順番に記載下さい。

なお、各コードについては、総合評定値通知書等に記載されている工事種別に対応するコードではなく、当省が定める競争参加希望工事種別に対応するコードです。

3−2 工事分割内訳表(様式2)の記入について

環境省の設定した工事種別は、完成工事高をいくつかの競争参加資格希望工種区分別に分割し、足し上げることが可能です。その場合は別紙2及び別紙3を参照の上、実績に基づき記載下さい。

(※分割を行わない場合でも経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書に基づいて作成下さい。)

(例) 土木一式の完成工事高が100万円の時、30万円を土木工事、70万円を自然環境共生工事に分割し計上することができます。(工事実績に基づき分割の上、記載下さい。)

3−3 本社及び営業所一覧表(様式3)の記入について

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載下さい。

3−4 業態調書(様式4)の記入について

①様式に記載されている資格に該当する者について、それぞれ資格別に人数を記載下さい。なお、1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれに重複して計上できますが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は1級(上位の級)の欄のみ計上下さい。

②「合計」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計(単純に合計したもの)を記載下さい。

③「実人数」の欄には、検定種目等の区分ごとに記載した人数の実人数を記載下さい。

④「監理技術者資格者証所持者数」の欄には監理技術者資格者証を所持している人数を記載下さい。

⑤「電気設備工事における屋内の工事の比率」の欄には、電気設備工事を希望する場合に、

屋内の工事(構内の外線路工事を含む。)の年間平均完成工事高が電気設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載下さい。(%で記入し小数点以下第1位を四捨五入)

⑥「機械設備工事における暖冷房設備工事の比率」の欄には、機械設備工事を希望する場合に、暖冷房設備工事の年間平均完成工事高が機械設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載下さい。(%で記入し小数点以下第1位を四捨五入)

4 外国事業者が申請する場合の提出書類等について

①申請書の「3 本社」の「住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載下さい。
なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載下さい。

②申請書の「3 本社」の「商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

③提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付下さい。

④申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載下さい。

5 事業協同組合で官公需適格組合証明を受けている組合について

中小企業等共同組合法に基づく事業協同組合で、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合の証明を受けている組合の審査方法については、事業協同組合及び、審査対象者の経営内容を考慮した特例計算を行うことから、特例計算を希望する場合は、事業協同組合及び審査対象者それぞれの総合評定値通知書の写しが必要となります。

なお、審査対象者は当該組合の理事又は当該組合の理事が役員となっている法人であることとし、工事種別毎に10事業者まで申請することが可能です。

5−1 事業協同組合で官公需適格組合証明を受けている組合の提出書類について

以下に挙げる提出書類を、①から⑫(⑦～⑨は任意様式(A4版)です。)の順番にそろえ、1部提出して下さい。

ただし**受領印が必要な場合においては、下記⑬を併せて同封して下さい。**

また、添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、ほぼ原寸大であり、鮮明であれば写しでも構いません。

①令和 9・10 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)
※「2 適格組合証明」欄は、官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載下さい。
※「8 営業年数」の欄は、**事業協同組合及び審査対象者の平均年数を記載下さい。**

②工事分割内訳表(様式2)

③営業所一覧表(様式3)

④業態調書(様式4)

⑤総合評定値通知書の写し(A4版)
※詳細は2の⑤を参照し、**事業協同組合自体及び、審査対象者それぞれのものを提出下さい。**

⑥納税証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)
※詳細は2の⑥を参照し、**事業協同組合自体及び、審査対象者それぞれのものを提出下**

さい。

⑦審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載したもの

⑧役員名簿

⑨組合員名簿

⑩官公需適格証明書の写し

⑪委任状(代理人が代理申請する場合。押印不要。)

※代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出下さい。(正本を提出して下さい。)

⑫110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信封筒**(随時受付の場合のみ)**

⑬85 円切手を貼付した返信用はがき**(受領印が必要な方のみ)**

6 経常建設共同企業体の申請について

6−1 経常建設共同企業体の申請を行う際の注意事項

同一工種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録をすることはできません。

また、加点調整については、合併計画を明らかにした書面(次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの)を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から令和 9･10 年度の競争参加資格の有効期限までの間、10%の加算を行います。

※ 令和 9･10 度年度の資格審査において加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体で合併締結をしていない場合においては、令和 9･10 年度以降の加算措置は認められません。

※ 次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の認定において、加算調整は行わないものとします。

※ 加算調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、次期の定期の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請した場合には、当該経常建設共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において加算調整は行わないものとします。

ただし、2社により構成される経常建設共同企業体のうち、1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。

6−2 経常建設共同企業体の提出書類について

以下に挙げる提出書類を、①から⑩の順番にそろえ、提出下さい。

ただし**受領印が必要な場合においては、下記⑪を併せて同封して下さい。**

また、添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、ほぼ原寸大であり、鮮明であれば写しでも構いません。

①令和 9･10 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)

※「8 営業年数」の欄は、**各構成員の平均年数を記載下さい。**

②工事分割内訳表(様式2)

③営業所一覧表(様式3)

④業態調書（様式4）
⑤共同企業体等調書(様式5)
⑥総合評定値通知書の写し（A4版）
※詳細は2の⑤を参照し、**各構成員それぞれのものを提出下さい。**
⑦納税証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）
※詳細は2の⑥を参照し、**各構成員それぞれのものを提出下さい。**
⑧経常建設共同企業体協定書の写し
⑨委任状（代理人が代理申請する場合。押印不要。）
※代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出下さい。（正本を提出下さい。）
⑩110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信封筒**（随時受付の場合のみ）**
⑪85 円切手を貼付した返信用はがき**（受領印が必要な方のみ）**

6－3 共同企業体等調書（様式5）の記入について

①「事業者名」欄には、構成員となる事業者ごとに商号又は名称を記載下さい。
②「自己資本額」欄には、構成員となる事業者ごとに総合評定値通知書等の「自己資本」欄に記載されている金額を記載し、「合計」の欄に合計金額を記載下さい。
③「経営状況」欄には、構成員となる事業者ごとに総合評定値通知書等の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を記載し、「合計」の欄に合計点数を記載下さい。
④「その他の評価項目」欄には、構成員となる事業者ごとに総合評定値通知書等の「その他の評価項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を記載し、「合計」の欄に合計点数を記載下さい。
⑤「技術職員数」欄には、構成員となる事業者ごとに総合評定値通知書等の「技術職員数」欄に記載されている建設工事の種類別の技術職員数を、各欄に記載下さい。

7 申請内容の変更について

7－1 資格審査の申請後に申請内容の一部に変更が生じた場合

競争に参加する資格があると認定された方に次の変更等が生じた場合には、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式 6）」に変更の内容を記載の上、必要書類を添付して郵送にて提出下さい。

変更届が必要な場合

	変更事項	添付書類
法人	①本店（建設業許可上の主たる営業所）住所 ※郵便番号、フリガナ明記	登記事項証明書（の写し）又は証明書で確認できない場合は建設業許可関係の変更届出書の写し
	②商号又は名称 ※フリガナ明記	登記事項証明書（の写し）
	③本社（店）電話番号	なし
	④代表者※フリガナ明記	登記事項証明書（の写し）

	⑤本店の建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号、許可を受けた建設業の追加、廃止 （※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	本店の建設業許可工事種別を証明するもの （建設業許可関係の変更届出書の写し又は廃業届の写し等）
	⑥希望工種	申請書の様式1の2枚目の〈12　希望及び完成工事高〉に追加工種分の「年間平均完成工事高」「競争参加を希望する地域」「希望順位」を記載して提出して下さい。 ※　総合評定値通知書の写しを添付すること
	⑦競争参加を希望する地域	なし
	⑧営業所の新設・廃止。営業所名称、住所、電話番号	なし
	⑨合併、破産又はそれ以外の事由によっての解散、資格の取下げ	閉鎖事項証明書（の写し）　取下げは不要
個人	①住所　※郵便番号、フリガナ明記	住民票（の写し）
	②氏名　※フリガナ明記	戸籍謄本（又は抄本）（の写し）
	③電話番号	なし
	④建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号、許可を受けた建設業の追加、廃止 （※建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は変更届の提出は不要）	建設業許可工事種別を証明するもの （建設業許可関係の変更届出書の写し又は廃業届の写し等）
	⑤希望工種	申請書の様式1の2枚目の〈12　希望及び完成工事高〉に追加工種分の「年間平均完成工事高」「競争参加を希望する地域」「希望順位」を記載して提出して下さい。 ※　総合評定値通知書の写しを添付すること
	⑥競争参加を希望する地域	なし
	⑦合併、破産又はそれ以外の事由によっての解散、資格の取下げ	なし

【変更届提出に当たっての注意事項】

・法人①、②、⑤（許可番号変更の場合のみ）⑥、⑦　個人①、②、④（許可番号変更の場合のみ）⑤、⑥については 110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信

封筒を同封下さい。
・変更届の受領印が必要な場合は、85 円切手を貼付した返信用はがきを同封下さい。
・官公署から発行された証明書類の写しについては、原則として変更届出日から3か月以内のものに限ります。
・上記以外の変更事項（営業所のメールアドレス、営業所長名の変更、実印の変更等）は、変更届を提出する必要はありません。
・建設業許可の更新による年度の変更のみの場合は、変更届を提出する必要ありません。
・合併・譲渡等、又は個人から法人へ移行する場合の手続きについては、お問合せください。

7－2　再発行届について

資格審査結果通知書の亡失又は不着により、再発行を希望する場合は、様式6の右下「 2. 資格審査結果通知書再発行申請」に記入し、110 円切手を貼付した宛先記入済みの返信用封筒を同封下さい。
・他省庁の申請様式は使用せず、環境省が指定する様式で申請下さい。
・郵送で提出される場合は書留等の記録が残る方法に限ります。

環境省本省のみ受付ます。環境省の所管である各地方環境局及び自然環境事務所、皇居外苑管理事務所、新宿御苑管理事務所、京都御苑管理事務所には提出せず、下記に郵送下さい。

「〒100－8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房会計課契約係（資格審査担当）」
※問い合わせ電話番号
03－5521－8220（平日8時30分から16時30分）

別紙1　　工事希望地域内訳

No.	地　域	都 道 府 県 名	地域内国立公園等名（参考）
01	北海道	北海道全域	知床、阿寒摩周、釧路湿原、 利尻礼文サロベツ、大雪山、 支笏洞爺、日高山脈襟裳十勝
02	東　北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	十和田八幡平、三陸復興、 磐梯朝日
03	関　東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県	日光、尾瀬、小笠原、 秩父多摩甲斐、 富士箱根伊豆、上信越高原、 皇居外苑、新宿御苑
04	中　部	新潟県、富山県、石川県、 福井県、山梨県、長野県、 岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	尾瀬、秩父多摩甲斐、 富士箱根伊豆、上信越高原、 妙高戸隠連山、中部山岳、白山、伊勢志摩、南アルプス
05	近　畿	滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	吉野熊野、 山陰海岸、瀬戸内海、 京都御苑
06	中　国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	山陰海岸、大山隠岐、 瀬戸内海
07	四　国	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	瀬戸内海、足摺宇和海
08	九　州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	瀬戸内海、西海、雲仙天草、 阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、屋久島、 奄美群島
09	沖　縄	沖縄県	西表石垣、慶良間諸島、やんばる

注）　地域内国立公園等名（参考）欄は、皇居外苑、新宿御苑、京都御苑の
国民公園とそれ以外の国立公園名を参考までに記載したもの。

別紙2

工事内容例

No.	希望工事種別	工事内容の例
1	土木工事	自然公園等における、車道、橋梁、護岸等の土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
2	建築工事	自然公園等における博物展示施設等の建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
3	自然環境共生工事	自然公園等における自然とのふれあい及び自然学習等のため歩道、木道、園地、野営場、小規模付帯施設(休憩舎、展望台等)の整備工事、植生復元施設、動物繁殖施設、動植物空間の育成工事、景観維持工事、庭園の維持管理・樹木植栽(地被植物の管理を含む)工事等の自然環境共生に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
4	電気設備工事	照明設備、配電設備、共同溝付帯設備及び電気応用施設等の工事及び建築物の電灯・コンセント、動力、受変電、自家発電、電気時計、拡声表示、火災報知、電話、情報、避雷、テレビ共同受信等の電気設備工事(外灯等の構内設備を含む)、監視制御・情報通信設備、防災・情報表示設備、有線通信線(情報管路等を含む)通信用鉄塔・反射板等の通信設備工事及び電気設備に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
5	機械設備工事	消防設備工事、空気調和工事、衛生設備工事、換気設備工事、昇降機設備及び機械設備に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
6	舗装工事	瀝青アスファルト材及びセメント・コンクリートを用いて行う駐車場等の舗装工事(上下層路盤工事を含む)等の舗装工事に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
7	水環境処理工事	水道設備、汚水処理設備、堀等の水底の浚渫・掘削等の水環境処理に関する工事で他の工事種別に属する工事以外のもの
8	展示・内装仕上工事	自然公園等における博物展示施設内の自然とのふれあい及び自然学習のための展示物等(映像ソフト製作を含む)の製作・設置及び展示に関する内装仕上工事
9	その他工事	該当なし

別紙3

希望工事内容

希望工事種別	建設業法上の建設工事名	コード	希望する工事の内容	工事の具体例
土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(鉄) 塗装工事(塗) 解体工事(解)	A	河川・海岸	護岸・築堤・海岸構造物等の工事等
		B	道路	擁壁・カルバート等のコンクリート構造物、道路土工等の工事等
		C	構造物	橋梁上部及び下部工、遮音壁、水路、土留め、構造物撤去工事等
		D	法面処理	落石防止、地すべり防止、なだれ防止等工事
		E	造成	敷地造成等
建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) 左官工事(左) とび・土工・コンクリート工事(と) 石工事(石) タイル・れんが・ブロック工事(タ) 屋根工事(屋) 鋼構造物工事(鋼) 鉄筋工事(鉄) 板金工事(板) ガラス工事(ガ) 塗装工事(塗) 防水工事(防) 内装仕上工事(内) 建具工事(建) 清掃施設工事(清) 解体工事(解)	A	自然環境教育関連施設	ビジターセンター、エコミュージアムセンター等
		B	木造建築	休憩所、展望施設、便所などで主たる構造を木造としたもの
		C	その他構造建築物	上記A以外の施設で主たる構造を木造以外としたもの
自然環境共生工事	土木一式工事(土) 造園工事(造)	A	自然環境共生施設	野営場並びに同付帯施設等
		B	自然環境共生緑地	広場及び園地並びに同付帯施設等
		C	自然環境修復育成	植生復元等
		D	庭園の維持管理	庭園管理(地被植物の管理を含む)、樹木植栽等
電気設備工事	電気工事(電) 電気通信工事(通)	A	建設電気設備	公園・駐車場・道路・河川等の照明設備、配電設備等
		B	建築電気設備	建築物の電灯、コンセント、動力、受変電、電話等
		C	通信設備	監視制御・情報通信、防災・情報表示設備等
機械設備工事	管工事(管) 機械器具設置工事(機) 熱絶縁工事(熱) 消防施設工事(消)	A	衛生設備	給排水衛生設備工事、給湯設備工事、厨房設備工事、ガス設備工事、さく井工事、消火栓設備工事等
		B	暖冷房設備	冷暖房空調設備工事、換気設備工事等
		C	昇降機設備	昇降機設備、搬送設備工事等
舗装工事	舗装工事(舗)	A	アスファルト舗装工事	駐車場及び道路等のアスファルト舗装工事(上下層路盤工事を含む。)
		B	コンクリート舗装工事	道路等のコンクリート舗装工事(上下層路盤工事を含む。)
		C	その他舗装工事	上記ABいずれにも該当しない工事
水環境処理工事	管工事、さく井工事(さ) しゅんせつ工事(しゅ) 機械器具設置工事(機) 水道施設工事(水) 清掃施設工事(清)	A	水道設備	水道施設等
		B	汚水処理設備	浄化槽施設、水処理施設等
		C	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事等
展示・内装仕上工事	塗装工事(塗) 内装仕上工事(内) 建具工事(建)	A	ジオラマ、パネル展示	ジオラマ、パネル等
		B	視聴覚設備	ハイビジョン映像、コンピューター検索等
		C	屋外展示	解説板、標識等

（参考）確認シート

＊提出書類の確認のためのシートです。提出される前に申請書、添付書類が揃っているかご確認下さい。

□ 様式1～様式4
□ 様式5－1、5－2（該当する場合のみ）
□ 総合評定値通知書の写し
□ 納税証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

法人の場合：Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2（「法人税」についての所得金の証明書）**※納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類（新設の場合は登記事項証明書等）を提出下さい。**

Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3（「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書）

個人の場合：Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2「申告所得税及び復特別所得税」についての所得金額の証明書）**※納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。**

Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書）

□ 委任状（代理人が代理申請する場合のみ。押印不要。）
□ 審査結果通知書返信用封筒（随時申請のみ）。返信用はがき（受領印押印用、必要者のみ）